

香美市べふ峡温泉等再生・運営事業者募集要項【案】

1. 事業の目的

香美市べふ峡温泉等再生・運営事業（以下、本事業）は、香美市（以下、本市）物部町別府地区の「べふ峡温泉」、「べふ峡休憩所」、「別府峡キャンプ場」及び「農林漁業体験実習館」を運営し、自らのアイデアで投資して再生し、本市が求める施設運営を実施する事業者（以下、事業者）を公募することにより、地域を広く市外に周知し、地域への交流人口を増やし、地域の価値を高めることを目的とします。

本市のパートナーとして、愛と勇気をもって、地域の活性化にチャレンジする事業者を求めます。



2. 香美市及び香美市物部町別府地区の概要

本市は、高知県北東部に位置し、1級河川物部川の中上流域にあります。本市の北東部には、1,000～1,800mの急峻な四国山地が広がっており、物部川の源流域となっています。気候は比較的温暖ですが、平野部から山間部の標高による寒暖差は大きく、高地では亜寒帯の植物もみられます。降水量は、山間部で多くなっており、森林資源の形成や農作物の育成に適した地域となっています。市域の約9割を森林が占め、物部川上流域には天然林も残され、日本三大鍾乳洞の一つ龍河洞、紅葉で名高いべふ峡、轟の滝（日本の滝百選）をはじめとする景勝地があり、アメゴ（アマゴ）、アユ、カワセミ、ホタル等の多様な生物を抱える貴重な自然が残っています。

本市の人口は、令和7年11月1日現在で24,334人。継続的に死亡数が出生数を上回り、人口減少の要因となっている一方、平成28年からは転入超過となっています。

伝統産業として、国の伝統的工芸品である土佐打刃物や、端午の節句に祝い旗として、鯉のぼりと共にあげるフラフ、よさこい鳴子踊りに使用する鳴子の製造のほか、明治期創業の2つの酒蔵があります。

農業が盛んであり、温暖な気候を活かして、水稻を中心に施設・露地園芸も盛んに行われています。全国的にも知名度の高いやっこねぎのほかに、旬菊、大葉、にら、青ねぎ、ししとう、オクラなどの産地を形成しています。また、生姜の主要産地であるとともに、加工業も盛んで、国内トップシェアを誇るメーカーがあります。

物部町は、物部川の源流付近に位置する山間地域で、豊かな自然と、平家の落人伝説が残る、民間信仰いざなぎ流や古代の交易路である土佐塩の道（歴史の道百選）などの歴史・文化が魅力です。

また、ゆずの栽培が盛んで、青果ゆずの品質及び出荷量が日本一であり、世界一のゆずの名産地と言われています。そのほか、江戸時代からお茶の栽培が盛んで、土佐の三大銘茶「大抜茶」が復活しています。

物部町内には、物部川が流れ込む永瀬ダムがあり、水力発電所もあります。このダム完成時より始まった奥物部湖湖水祭は、盆踊りとディスコダンスが組み合わされて、近年「お山のディスコ」として有名になり、県内外から多くの観光客が訪れています。ダム湖に浮かぶ4,000個の灯ろうと湖面に映る打ち上げ花火の美しさが見物客を魅了します。

物部町別府地区は、県境に位置し、徳島県那賀町、三好市に隣接しています。べふ峡温泉は、高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジから車で約90分に位置します。

別府地区の人口は、22世帯29人（令和7年11月1日現在）で高齢化が進んでいます。地区には県内随一の紅葉の名所であるべふ峡があり、切り立った白い石灰岩と紅葉のコントラストが特徴で、11月上旬から下旬にかけて、多くの観光客が訪れます。

3. 地域の資源

●紅葉の名所 べふ峡

べふ峡は県内随一の紅葉の名所です。国道からアクセスもよく、紅葉シーズンには多くの観光客が訪れますので、コンテンツを整備することで、収益が見込めます。

香美市公式ホームページ べふ峡

<https://www.city.kami.lg.jp/map/befukyo.html>



●歴史（いざなぎ流）

地域には、国指定無形民俗文化財である「いざなぎ流」と呼ばれる民間信仰が残り、「祭文」のほか、「御幣切り」や「舞神楽」などが保存されています。別府地区はその本拠地と言われており、これらの体験を有料で提供する物部いざなぎ流神楽保存会があり、べふ峡温泉での体験が可能です。（本事業の実施にあたっては、必要に応じて、本市から、いざなぎ流神楽保存の関係者などをご紹介させていただきます。）

香美市公式ホームページ いざなぎ流舞神楽

<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/54/izanagiryu.html>



●物部川（溪流釣りなど）

令和7年10月から、べふ峡温泉前を流れる物部川では、アマゴ（アメゴ）の禁漁期間が解除され、年中毛針釣りやルアー釣りが可能になりました。（本事業の実施にあたっては、必要に応じて、本市から、現場の漁場に精通した地域の方を紹介させていただきます。）



物部川漁業協同組合 HP <https://monobegawa.sakura.ne.jp/>

●山（登山、林道ハイキング、MTB など）



三嶺

一足伸ばせば、手つかずの自然が広がる石立山、三嶺、白髪山があります。山岳ガイドといっしょに歩けば、登山がまるで自然との対話のような特別な時間になります。

山菜狩り後の天ぷらパーティなど、自然を活かしたコンテンツ作りが可能な地域です。

地域の文化と自然を感じながら、訪れる人々に新しい体験を提供できます。

（本事業の実施にあたっては、必要に応じて、本市から、山歩きやマウンテンバイクに精通した地域の方を紹介させていただきます。）

四国森林管理局 四国の山々たんね歩記

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/policy/business/invitation/yamaaruki_irasutomap.kochichuto.html

●郷土料理

物部町には、すし酢の代わりに、ゆず果汁を使用した土佐田舎寿司やこんにゃく作りなどの郷土料理があります。

（本事業の実施にあたっては、必要に応じて、本市から、地域の郷土料理の達人をご紹介します。）



4. べふ峡温泉・休憩所・別府キャンプ場の経緯

(1) べふ峡温泉

本館（レストラン、厨房、フロント、事務室、休養室、会議室）、バンガロー8棟、大浴場（家族風呂2部屋有り）、バーベキューハウス等からなる施設で、温泉の泉質がよく「美肌の湯」と呼ばれています。

平成26年度から令和5年度の10年間で売上60%減、利用客数50%減となっており、集客力、人員不足から赤字経営が続き、令和5年度をもって休業しています。現在は、再開に向けた施設保全のために、本市が維持管理のみを行っています。

入込客数、売上については、資料1「べふ峡温泉及びキャンプ場の利用者数の状況及び収入の状況」を、詳細については、資料2「べふ峡温泉の財務・会計調査報告書、優位性調査報告書」をご参照ください。

① 名称 香美市別府森林総合利用施設（べふ峡温泉）

② 場所 香美市物部町別府452番8

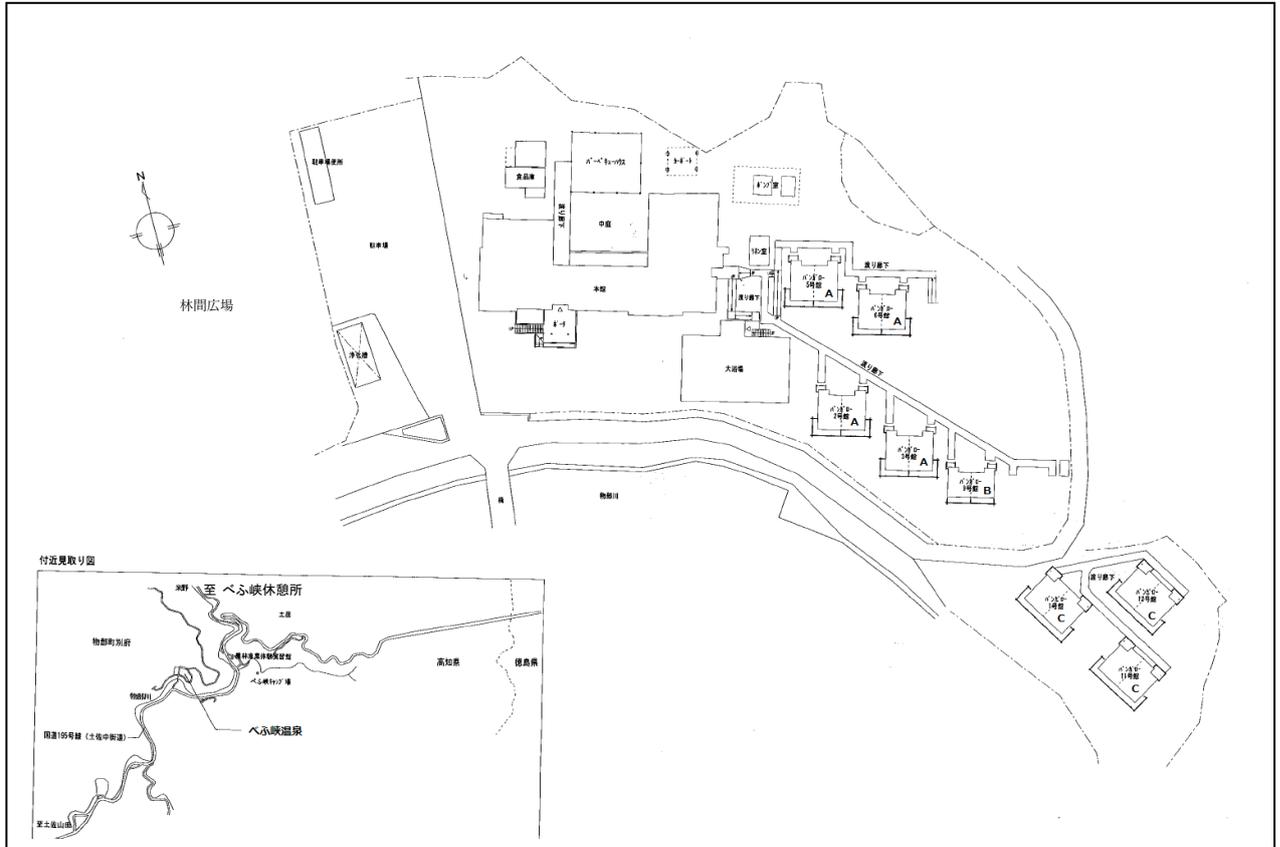
③ 施設規模

ア 主要建築物

名称	構造	延床面積	備考
休養休憩施設	木造	630.6 m ²	本館、レストラン、厨房、フロント、事務室、休養室、会議室
バンガロー	木造	444 m ²	全8棟 A 4棟(2部屋/棟) 約28 m ² /部屋 B 1棟(2部屋/棟) 約20 m ² /部屋 C 3棟(1部屋/棟) 約60 m ² /棟 ※バルコニー部分除く
バーベキューハウス	木造	194.49 m ²	
大浴場	鉄筋コンクリート	351 m ²	
食品庫	木造	32.4 m ²	
駐車場トイレ	木造	46.8 m ²	

イ その他施設

林間広場		ピザ窯
------	--	-----



(2) べふ峡休憩所

長らく、別府地区の住民からなる「べふ峡保勝会」が運営してきましたが、メンバーの減少や高齢化により、令和2年度を最後に、休憩所の運営から撤退しており、現在は解散しています。別府地区には、高齢化、人口減少により、自ら営業を再開し持続できる人的資源がありません。指定管理者を公募しましたが、指定管理者の決定に至らなかったことから、香美市観光協会等による紅葉時期のみの屋台営業となっています。

① 名称

べふ峡休憩所（以下、「休憩所」という。）

② 場所 香美市物部町別府 404 番 3

③ 施設の概要

構造	鉄骨造
階数	2階建
延床面積	1階床面積 76.53 m ² 、2階床面積 152.62 m ² (1F)作業室・トイレ・更衣室・倉庫 (2F)調理場・休憩スペース(食堂)
敷地面積	481.82 m ²

④ 施設利用者数

施設利用者数は、表1のとおり。

なお、令和2年度以前は紅葉シーズン(10月・11月)のみ開業していたことから、2

か月間の施設利用者数を示しています。

表1 休憩所の施設利用者数

年度	休憩所利用者
平成28年度	6,293人
平成29年度	3,600人
平成30年度	3,974人
令和元年度	5,636人
令和2年度	7,115人

⑤ 収支決算概要

平成28年度から令和2年度の収支の状況は、表2のとおり。

表2 休憩所の収支決算書概要（単位：千円）

収入

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
事業収入(売上)	6,830	4,826	6,027	6,009	7,037

支出

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	備考
人件費	1,750	1,420	1,300	1,230	1,670	
電気料	150	150	150	119	132	
水道料	23	23	23	23	12	
ガス代	150	130	150	200	156	
燃料費	180	140	124	153	142	ボイラー灯油代、ガソリン代
電話料	10	10	26	33	34	
消耗品費	52	80	140	140	24	木炭、トイレトーパー等
トイレ汲取料	12	4	16	14	22	
使用料及び賃貸料	113	113	101	101	101	*土地賃貸借料
保険料	9	8	10	10	9	
修繕費	5	8	15	0	23	
備品購入費	30	17	30	35	0	
原材料費	4,130	3,010	2,170	2,050	2,400	
広告宣伝費	11	0	17	0	0	
営業許可更新料	32	23	25	25	0	
講習費	0	0	5	0	0	
雑費	15	30	30	35	20	タイムカード、掃除道具等
	6,672	5,166	4,332	4,168	4,745	

*土地賃貸借料は、香美市にて支出

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
収支	158	-340	1,695	1,841	2,292

(3) 別府峡キャンプ場

これまで、べふ峡温泉と同じ指定管理者が運営を行っており、べふ峡温泉の休業と共に令和5年度をもって休業しています。利用客数の推移を見ると、平成26年度135人から29年度346人と、256%の増となっていました。29年度から令和5年度は146人と71%の減となっています。詳細については資料2「べふ峡温泉の財務・会計調査報告書、優位性調査報告書」を参照ください。

- ① 名称 香美市別府峡キャンプ場
- ② 場所 香美市物部町別府シノミネ435番地1
- ③ 施設規模

主要建築物

名称	構造	延床面積	備考
管理棟	木造	15.7 m ²	
炊事棟	木造	28.8 m ²	
バンガロー8畳	木造	16.6 m ²	5棟
バンガロー6畳	木造	13.2 m ²	5棟
レストハウス	木造	64 m ²	
トイレ	木造	21.6 m ²	

④ 施設利用者数及び収入状況

施設利用者数は表3、収入状況は表4のとおり。

表3 別府峡キャンプ場の施設利用者数

年度	キャンプ場利用者
令和元年度	134人
令和2年度	232人
令和3年度	121人
令和4年度	101人
令和5年度	146人

表4 別府峡キャンプ場の収支状況

収入

(千円)

項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業収入(売上)	157	166	109	63	125

※支出については、べふ峡温泉と同一会計で運営していたため、不明。

(4) 農林漁業体験実習館

長らく、べふ峡保勝会が運営してきましたが、令和6年度末に解散したため、新たな指定管理者の募集を行わず、休館となっています。

現在のところ、香美市の指定避難所、避難場所に指定されていることから、避難所としての利用や、地域の集会所としての利用ができるよう、最小限の管理を行っています。

① 名称

農林漁業体験実習館（以下、「実習館」という。）

② 場所 香美市物部町別府 373 番の 5

③ 施設の概要

構造	鉄骨造
階数	2階建
延床面積	1階床面積 377.49 m ² 、2階床面積 262.75 m ²
敷地面積	1,944.21 m ²

④ 施設の内容

1階	直販所	35.25 m ²
	会議室	68 m ²
	農産物加工室	90 m ²
	木竹加工室	100 m ²
	倉庫	16.45 m ²
	トイレ	15 m ²
	その他ロビー、階段室等	
2階	民俗資料展示室	150.5 m ²
	伝習展示室	54.75 m ²
	保管庫	36.5 m ²
	階段室等	21 m ²

⑤ 施設利用者数及び収支決算概要

施設利用者数は、表5のとおり。

会議室及び農産物加工室の利用者数には、指定管理団体であったべふ峡保勝会の利用者が含まれています。

令和2年度から令和5年度の収支の状況は、表6のとおり。

表5 実習館の施設利用者数

年度	民俗資料室	会議室	農産物加工室	木竹加工室
令和2年度	23人	96人	654人	0人
令和3年度	62人	101人	746人	0人
令和4年度	17人	82人	733人	0人
令和5年度	33人	60人	734人	0人
令和6年度	28人	55人	582人	0人

表6 実習館の収支決算書概要（単位：千円）

収入

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市負担金	353	1,618	1,738	1,710	1,749
保勝会負担金	889	921	1,140	1,012	1,110
合計	1,242	2,538	2,877	2,721	2,858

支出

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	備考
賃金（施設管理業務）	0	1,265	1,260	1,275	1,240	
ガス代	518	527	606	586	524	
電気料	594	605	618	560	647	
電話料	41	54	56	46	47	
水道料	67	68	319	234	380	
NHK受信料	14	14	14	13	13	
テレビ共益費	4	4	4	4	5	
消耗品	2	2	1	1	2	
トイレ汲取料	4	2	2	2	3	
修繕費	0	0	0	0	0	
合計	1,242	2,538	2,877	2,721	2,858	

※光熱水費には、べふ峡保勝会の事業に使用したものを含んでいます。

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収支	0	0	0	0	0

5. 事業実施にあたっての本市の考え方

- ① 別府地区には、本市を象徴する豊かな自然環境と多様なアクティビティの可能性という「資源」があり、広く周知し、交流人口を増やし、地域の価値向上を望んでいます。
- ② べふ峡温泉は、本市が指定管理方式によって運営してきましたが、赤字が続き、休業しています。
- ③ べふ峡休憩所は、長らく、地域団体（べふ峡保勝会）が運営してきましたが、人口減少・高齢化により解散しており、地域には、自ら営業を再開し持続できる人的資源がありません。指定管理者を公募しましたが、指定管理者の決定には至らず、紅葉時期のみの屋台営業となっています。
- ④ 別府峡キャンプ場は、べふ峡温泉とともに、指定管理方式によって運営してきましたが、令和6年4月より、べふ峡温泉の休業と共に休業しています。
- ⑤ 実習館は、地域団体（べふ峡保勝会）が運営してきましたが、団体が解散し、令和7年4月1日より休館となっています。現在は、避難所や自治会等の集会所として利用しているため、市が施設の維持管理を行っています。
- ⑥ 温泉・休憩所・キャンプ場・実習館とも、本市には、自ら営業を再開し、持続させるノウハウがありません。また、大きな設備投資をする財政的余力もありません。
- ⑦ よって、市として最小限実施してほしい事業内容を示した上で、自らのアイデアで投資して施設運営を行う事業者をパートナーとし、本市は施設の所有者として修繕等最小限の投資を行うこととします。

6. 提案の前提条件（本市として事業者にも最小限実施を求める事業内容）

本事業にあたり、事業者には以下の事業の実施を求めます。

（1）紅葉時期のべふ峡温泉の営業

- ① べふ峡の紅葉の時期（11月1日～11月30日）は毎日9時～17時まで、べふ峡温泉の入浴施設を営業してください。

※本市の市民向けの入湯料金（市民割引）は、本市が指定します。

※香美市税条例に定める入湯税を本市に納入してください。（令和8年3月現在、入湯客1人1日について150円）

※温泉の営業にあたっては、高知県旅館業法施行条例及び施行細則（宿泊を伴う場合）、高知県公衆浴場法施行条例及び施行細則、高知県温泉法施行条例及び施行細則等の関連法令を遵守すること

- ② べふ峡の紅葉の時期（11月1日～11月30日）は毎日、10時～15時まで、べふ峡温泉のレストランを営業し、ランチや軽食、飲み物を提供してください。

（2）紅葉時期のべふ峡休憩所の営業

べふ峡の紅葉の時期（11月1日～11月30日）は毎日、10時～15時まで、べふ峡休憩所を営業し、軽食、飲み物を提供してください。

(3) 紅葉時期以外のべふ峡温泉、休憩所の維持管理

べふ峡温泉及び休憩所については、上記（1）及び（2）のべふ峡の紅葉の時期（11月1日～11月30日）以外の時期の維持管理を実施してください。

(4) 実習館における避難所開設の支援

実習館について提案を行う場合は、避難所開設の必要性が生じたときに、避難所として利用できるよう、施設を開放してください。

また、避難所運営が可能であれば、避難所運営についても提案をしてください。

なお、農林漁業体験実習館避難所運営マニュアルにおいて、定員19名、1階会議室を救護スペース及び居住スペース、農産物加工室を炊き出しスペース、木竹加工室を物資スペースと規定しています。

(5) 実習館の貸館業務

実習館について提案を行う場合は、実習館の貸館業務を行ってください。

貸館は、1階会議室、2階民俗資料室とします。

農産物加工室については、提案いただいた利用において、貸館が可能である場合のみ

7. 本市の費用負担

本事業の実施にあたり、本市は以下の費用を負担します。

(1) 紅葉時期の温泉施設の営業に要する費用の一部

べふ峡の紅葉の時期（11月1日～11月30日）の入浴施設の湯沸かしボイラーの燃料（重油）の購入に要する費用

(2) 施設の修繕等に要する費用

- ・雨漏りの修理
- ・老朽化による配管・配線の更新
- ・照明のLED化
- ・不具合箇所の修繕（県条例を満たすための温泉の配管工事、ポンプ室からボイラー室までの漏水修繕を想定）

(3) べふ峡温泉入浴施設の温泉設備及び水質の定期検査に要する費用

(4) 別府峡キャンプ場活用の提案が採用された場合、別府峡キャンプ場入口の橋を普通自動車の乗り入れ可能な橋への架け替えに要する費用

(5) 実習館の提案があった場合、避難所開設に要する費用

(6) 消防用設備点検業務、浄化槽の法定点検検査及び保守管理（清掃、汲取り）に係る経費

(7) 老朽化した施設の除却に要する費用（協議による）

(8) その他、安全管理上必要な費用

8. 事業者の費用負担

本事業の実施にあたり、事業者には以下の費用負担を求めます。

- (1) 香美市税条例に定める入湯税（令和8年3月現在、入湯客1人1日について150円）
- (2) 6で定める営業以外の、事業者が自らのアイディアで投資して実施する事業に要する費用
- (3) 施設の利便性の向上やグレードアップに要する費用
対象施設範囲内の外構、食糧庫等の屋外付帯施設・工作物等、内装設備類等については、提案に基づき改変できるものとします。
ただし、実習館については、指定避難所の定員19を減ずる可能性のある利用（施設改修、備品の設置等）を行わないでください。
- (4) 事業に要する人件費

9. 保険

- (1) 火災共済保険
建築物に対する火災共済保険は、市で加入しています。保険の対象は市の建築物が対象となります。
- (2) 施設賠償責任保険の加入に関する事項
事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償に備えるため、事業者において、損害賠償責任保険に加入してください。

10. 基本協定に関する事項

- (1) 優先交渉権者（第二次審査での最高得点者）が企画提案した内容は、これを確約するものではありません。必要に応じて修正等をしていただくことがあります。
- (2) 優先交渉権者は、本市からの選定通知後、速やかに事業内容について本市と協議を行います。運営事業の基本的事項について協議が成立した後、優先交渉権者が事業予定者となり、本市との間で基本協定を締結していただきます。
- (3) 次点候補者の地位
優先交渉権と契約等の合意に至らなかったとき又は優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

11. 賃貸借契約による場合の貸付条件

- (1) 賃貸借契約による場合、借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約により貸付けするものとし、賃貸借期間満了により契約は終了し、更新はありません。ただし、貸主及び借主は、協議の上、契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）を締結することができます。契約が終了する日までに貸主借主間に再契約が成立しない場合においては、契約は終了し、契約終了日までに借主は本物件を貸主に明け渡すものとします。

- (2) 本物件は、全て現状有姿のまま貸し付けます。備付の売店カウンターや備品類の一部がありますので、現地説明会時にご確認ください。
- (3) 光熱水費は、全て借主の負担とします。ただし、べふ峡の紅葉の時期（11月1日～11月30日）の入浴施設の湯沸かしボイラーの燃料（重油）の購入に要する費用については市が負担します。
- (4) 借主は、本物件を申請書に記載した使用目的どおりに使用しなければなりません。
- (5) 土地は民有地になりますので、土地所有者の許可を得た上で、転貸借契約を締結するようになります。（ただし、一部の市有地を除く）

12. その他

- (1) 市は事業者と協議の上、事業者のアイデアによる提案の実現に積極的に協力することとし、庁内、関係機関との調整を行います。
- (2) 市は事業者の提案に関係し、地域で活動している団体や個人を積極的に事業者に紹介します。
- (3) 事業期間は10年間とします。
- (4) 改修許可を得た部分については、事業期間終了後の原状復帰は求めない。
- (5) 地代及び施設の使用料（賃料）は徴収しない。ただし収支状況の報告に基づき算定した収入額（指定管理料、自主事業における利益、共済事業収入その他運営事業（指定管理業務）に起因して事業者が収入する金額の合計をいう。）が支出額（人件費、管理運営費、その他指定管理業務に起因して指定管理者が支出する金額をいう。）の1.25倍を上回った場合、上回った金額の5%に当たる金額を利益還元額として事業者は市に支払うものとする。
- (6) 事業者は、べふ峡温泉のバンガローまたは別府峡キャンプ場のコテージを市の承諾を受けた上で、従業員の住居として使用することができます。
- (7) 事業の提案があった施設については、提案内容を元に、必要に応じて現行の設置管理条例の目的や指定管理の範囲等について見直しを検討します。また、賃貸借の提案があった場合には、設置管理条例を廃止し、対象施設を普通財産に移行した上で貸借することを検討できるものとします。ただし、将来本市が施設の修繕を行う場合には過疎対策事業債を活用する予定ですので、賃貸借の提案については、過疎対策事業債を活用する場合よりも良い条件（提案者側で修繕費用を負担する等）である場合に検討することとします。

13. 申請者の資格等

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要となる。

- ア 法人、その他の団体であること（個人による応募は不可）。
- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に、迅速に対応できる場所に有する者。

なお、応募現在、支社又は営業所等を有していない団体等であっても、当該施設の指定管理期間または賃貸借契約期間の始期までに設置できる団体等であれば応募可能とする。その場合、税務署等への開業届や口座開設等の写しを営業開始までに市へ提出すること。

ウ 防火管理者

消防法第8条第1項の政令で定める資格を有する者を選任できること。なお、当該施設の指定管理期間または賃貸借契約期間の始期までに資格を取得できる団体等であれば応募可能とする。

エ 現地説明会に参加していること（共同事業体で応募する際は、代表団体が現地説明会に参加していること）。

オ 飲食業に関する営業許可申請については、保健所等に届け出るとともに、営業許可証及び食品衛生責任者の終了証、免許状またはプレートについては、その写しを営業開始までに市へ提出すること。

(2) 欠格事由

団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ウ この公告の日から審査委員会の日までに、香美市又は高知県から指名停止措置（指名回避を含む。）を受けている者
- エ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- オ 納期限の到来した国税、都道府県税又は区市町村税を滞納している者
- カ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当する者

(3) 共同企業体応募の場合の条件

複数の団体により構成する共同企業体での応募の場合は、上記の(1)及び(2)の条件に併せて、次の事項について留意すること。

- ア 応募時に共同事業体を結成し、代表団体を協定書により定める必要がある。構成団体は連帯して責任を負う。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい団体とし、出資比率は構成員中最大であること。
- イ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- ウ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- エ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。
- オ 共同企業体を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)に該当する場合は応募することができない。

14. 募集に関する事項

(1) 募集及び選定のスケジュール（予定）

ア 募集要項等の配布

令和8年5月1日（金）から令和8年6月30日（火）まで

イ 現地説明会申込み期限

令和8年6月30日（火）

ウ 現地説明会

令和8年7月8日（水）午前10時00分 べふ峡温泉集合 ※困難な場合は要相談

エ 応募者からの募集に関する質問書の受付（メール）

令和8年7月8日（水）から令和8年7月15日（水）まで

オ 応募者からの募集に関する質問書に対する回答期限（メール）

令和8年7月22日（水）

カ 申請書の受付

令和8年7月8日（水）から令和8年7月29日（水）まで（必着）

キ 応募者への質疑書送付（メール）

令和8年7月下旬

ク 質疑書への回答期限（メール）

令和8年8月上旬

ケ 一次審査及び審査結果通知

審査時期 令和8年8月 ※事業実績、本事業の構想、実施体制を審査

コ 公募（二次選考）：具体の事業計画（工事設計、資金計画含む）の提案

サ 二次審査：優先交渉権者決定

令和8年10月

事業条件の対話開始

※提案内容により、条例改正又は廃止を議会に上程

上記以降のスケジュールについては、指定管理による場合と賃貸借契約による場合で異なります。

●指定管理による場合（予定）

シ 指定の通知

令和9年4月

ス 基本協定、年度協定の締結

令和9年4月

セ 指定管理開始

令和9年4月

ソ 事業者による改修・整備（必要な場合）

タ 営業開始

協議により、定めます。

※べふ峡温泉の入浴施設の営業については、市で配管等の改修工事を行うため、営業開始は工事完成後になります。市の瑕疵等による工事完成の遅延により、入浴施設の営業が

困難となった場合、営業が可能になるまでの間は、6（1）にあるべふ峡温泉の入浴施設の営業は求めません。

●賃貸借契約による場合（予定）

シ 基本協定の締結

令和9年4月

市議会の承認後、優先交渉権者と市は、提案書に基づく協議を経て、事業実施条件および権利・義務等を定める基本協定を締結します。

ス 賃貸借契約の締結

令和9年4月

事業計画の合意を経て、賃貸借契約の締結を持って、優先交渉権者は契約事業者となります。

セ 調査・設計等

ソ 対象物件の引き渡し

事業者による改修・整備（必要な場合）

タ 営業開始

協議により、定めます。

※べふ峡温泉の入浴施設の営業については、市で配管等の改修工事を行うため、営業開始は工事完成後になります。市の瑕疵等による工事完成の遅延により、入浴施設の営業が困難となった場合、営業が可能になるまでの間は、6（1）にあるべふ峡温泉の入浴施設の営業は求めません。

（2）申請手続

申請には、この募集要項の「申請書類」を次の要領で申請してください。

ア 募集要項等の配布

香美市公式ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/26-1/behukobo.html>

配布期間は、上記14（1）アのとおり。

配布資料は、次のとおり。

- ・事業者募集要項
- ・申請書様式
- ・資料1 べふ峡温泉及びキャンプ場の利用者数の状況及び収入の状況
- ・資料2 べふ峡温泉の財務・会計調査報告書、優位性調査報告書
- ・資料3 位置図、ハザードマップ
- ・資料4 設置及び管理に関する条例、管理及び運営に関する規則
- ・資料5 配置図、平面図
- ・資料6 備品台帳
- ・資料7 農林漁業体験実習館避難所運営マニュアル

イ 現地説明会

現場の状況等についての説明会を下記のとおり開催します。前記13（1）エにあるとおり、応募に当たっては、説明会への参加が必須となりますので、ご注意ください。



(ア) 開催日時 14 (1) ウのとおり

(イ) 集合場所 べふ峡温泉

(ウ) 申込方法 令和8年6月30日(火)までに、現地説明会参加申込書(様式第2号)へ必要事項を入力の上、下記のメールアドレスへ送信してください。送信後は、連絡先までその旨電話にて連絡してください。

メールアドレス: shoko@city.kami.lg.jp

メールのタイトル: 【べふ峡温泉等】現地説明会申し込み

連絡先: 香美市商工観光課 0887-53-1084

(エ) その他 1団体5名までの参加となります。

ウ 質問書の受付

配布資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間 上記14(1)エのとおり。

(イ) 提出方法 質問書(様式第1号)へ必要事項を入力の上、下記のメールアドレスへ送信してください。送信後は、連絡先までその旨電話にて連絡してください。

メールアドレス: shoko@city.kami.lg.jp

メールのタイトル: 【べふ峡温泉等】質問書

連絡先: 香美市商工観光課 0887-53-1084

電話、口頭による質問は、一切受け付けません。

質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用ください。

(ウ) 回答 質問の有無に係らず、現地説明会に参加した団体へメールで回答いたします。

エ 申請

(ア) 提出先

782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市役所商工観光課

(イ) 申請書等提出方法

持参又は郵送(レターパックプラス又は簡易書留に限る。)とする。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 申請書類

申請に要する書類は、表7のとおり。

書類作成にあたっての言語は、日本語とする。

各種押印の必要な書類への押印は、登記所に登録された印にて行うこと。任意団体等においては、それに相当する印を使用すること。社印のみ、代表者の認印等は、認めない。

収支予算書は、項目毎に可能な範囲で、詳細に作成すること。また、積算あつての根拠資料を添付すること。添付する書類の様式は、指定しないが、A4サイズとする。見積書や単価表の写しの添付に変えても差し支えないが、収支予算書との突合が可能なようにしておくこと。

提出書類は、ファイリングの上、インデックス・タグを付けること。

表7 申請書類一覧

申請書類（第一次審査）		様式	申請単位		部数
			単独	共同企業体	
1	応募申請書	様式第3号の1～3	○	○	原本+写し8部
2	事業計画書	様式第4号	○	○	原本+写し8部
3	事業収支予算書 ※積算内訳を添付（様式は自由）	様式第5号	○	○	原本+写し8部
4	誓約書	様式第6号	○	◎	原本+写し8部
5	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式第7号	○	◎	原本+写し8部
6	共同事業体の協定書	様式第8号	—	○	原本+写し8部
7	委任状	様式第9号	—	○	原本
8	申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料	—	○	◎	原本+写し8部
9	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書	—	○	◎	原本+写し8部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）				
10	【法人の場合】 申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類） ※経営状況に関する書類には、申請者の原本証明が必要。 ※3年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+写し8部
	【法人以外の場合】代表者の直近3事業年度の税務申告書 ・確定申告書 ・収支内訳書（白色申告の場合）又は所得税青色申告決算書 ※法人税申告書の写しには、申請者の原本証明が必要。 ※3年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
申請書類（第二次審査）		様式	申請単位		部数
			単独	共同企業体	

1	企画提案書 審査基準を踏まえて、以下の内容を提案ください。 ① 全体計画提案（企画のコンセプト、事業の内容、事業の効果、実施体制（協力業者）等） ② 提案事業のレイアウト案（配置・平面計画案、パース等） ③ 改修、整備計画（施設の改修・整備内容の概要） ④ 事業工程表（改修工事、運営開始までの工程表） ⑤ 事業の収支計画（事業年度ごとの収支計画及び資金調達計画、運営収入の根拠等） ⑥ べふ峡キャンプ場及び農林漁業体験実習館の活用（ある場合） ⑦ 市に求める投資額	任意	○	○	原本+写し 8 部 PDF データ
2	本社所在地の市税等滞納のないことがわかる証明書 ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+写し 8 部
3	本社所在地の県税等滞納がないことがわかる証明書 ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+写し 8 部
4	【法人の場合】 当該法人の国税の納税証明書（税務署様式その 3 の 3） ※公告日以降に発行したもの 【法人以外の場合】 代表者の国税の納税証明書（税務署様式その 3 の 2） ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+写し 8 部

※その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※共同企業体応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

15. 選定

(1) 第一次審査

提出された申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を実施します。必要に応じて質疑をいたします。質疑する場合は、届けのあったメールアドレスへ連絡いたします。応募資格の不適合者は、選外とします。

また、申請者が多数の場合又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていない

と判断される場合は、書類審査の段階で選外とすることがあります。

審査は、選定委員会において審査します。選定委員会は、非公開で開催します。

審査結果は、応募者全員に対して（共同事業体にあつては、代表団体）速やかに文書にて通知します。

（２）第二次審査

第一次審査を通過した申請団体については、代表者又は代理の方２名以内により、プレゼンテーション及び質疑応答を行っていただきます。その上で、選定基準に基づき、評価項目及び評価の視点ごとに選考を実施します。

日時、評価基準については、第一次審査の結果通知にてお知らせします。令和８年１０月上旬を予定しています。

審査結果は、第一次審査通過者全員に対して（共同事業体にあつては、代表団体）速やかに文書にて通知します。

また、議会の議決を経て指定に至ったときは、香美市ホームページ等への掲載により公表します。

（３）審査の基準

優先交渉権者を選定するにあつては、募集等を行う時点で選定の評価項目を明確にしたうえで審査することが重要であることから、下表のとおり評価項目を明示します。事業計画書（様式第５号）、収支予算書（様式第６号）の作成は、評価項目を踏まえて作成してください。第二次審査の最高得点者が優先交渉権者となります。優先交渉権者と契約等の合意に至らなかったとき又は優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

表８ 第一次審査基準

評価項目		評価の視点
大項目	小項目	
申請団体 【15点】	団体の規模 【5点】	団体として、施設管理運営をサポート、バックアップする体制や従業員の労務管理等を評価する
	経営状況 【5点】	不測の事態や資金需要の集中への余裕はあるか、指定管理料頼みの運営とならないかを評価する
	事業者の実績 【5点】	類似の実績があるかを評価する。事業者として実績がなくても、実績があるメンバーで実施体制が組める場合や関係する実績があるメンバーで実施体制が組める場合は評価する。
基本方針 【15点】	事業者の理念 【5点】	物部（別府）地域をよく理解しているか。思いがあるか。パブリックマインドもあるかを評価する。
	施設の利用促進 【5点】	年間を通して、施設の利用を促進する対策の有無、実現性を評価する
	施設利用の公平性 【5点】	公の施設であることを理解し、市民、利用者が公平に利用できるかを評価する。

本事業の 構想 【20点】	本事業の構想	地域の価値を高める、ワクワクするような構想を持っているかを評価する。具体的な構想がなかったり、地域の価値が下がる構想と判断した場合は失格とする。
事業計画 【20点】	前提条件の実施 【5点】	6. 提案の前提条件である、11月のべふ峡温泉の入浴施設、レストラン及びべふ峡休憩所において、軽食、飲み物の提供が行われるか。行われない場合は失格とする。
	実施体制 【5点】	構想、企画、設計・施工、運営を実績があるメンバーで実施体制が組めるか、実績がない場合も、担当する業務を確実に実施できるかを評価する。実施体制が不十分であると判断した場合は失格とする。
	広報活動 【5点】	施設の利用を促進するための広報活動を評価する
	安全管理 【5点】	施設を管理運営していくうえでの安全管理対策について評価する
収支計画 【10点】	収支計画	事業を適正に実施していくうえで、効率的且つ効果的な収支計画となっているかを評価する
提案指定 管理料又は 賃貸借料 【20点】	提案指定管理料又は 賃貸借料	提案された指定管理料又は賃貸借料（10年間）を評価する

表9 第二次審査基準

評価項目	評価の視点
① 来訪者の増加 【20点】	<ol style="list-style-type: none"> 1) 自然や歴史、文化などの地域資源を十分に活用している 2) ターゲットが明確で、的確な情報発信を行っている 3) 確実に来訪者を増やす工夫がある 4) 来訪者の満足度を高める工夫がある
② 物部（別府）地域の活性化 【20点】	<ol style="list-style-type: none"> 1) 物部（別府）地域で雇用や居住者が増える（自ら住み込み・通勤する場合を含む） 2) 物部（別府）地域の産品を活用している 3) 物部（別府）地域住民と来訪者との新たな交流が生まれる工夫がある

	4) 物部（別府）地域の価値を高める工夫がある
③ 事業の実現性 【25点】	1) 市が求める事業が確実に実施され（実施されない場合は失格）、追加的提案がある 2) 収支計画が妥当で、資金調達が確実であり、収益増やコスト減の工夫がある 3) 料金設定や来訪者数予測が妥当であり、下振れした場合の対応策も示されている 4) 実施体制が妥当であり、人員の確保や補充に確実性がある 5) 将来、さらに来訪者数増や地域の活性化をもたらす発展的な事業計画がある
④ 施設・建物の改修や維持管理【10点】	1) 施設・建物の改修について、費用も含めて妥当であり、魅力を高める工夫がある 2) 維持管理について、将来的なコスト予測も含めて妥当であり、確実に実施できる
⑤ 別府峡キャンプ場及び実習館の活用【5点】	費用も含めて実現可能な活用の計画があり、魅力を高める工夫がある
⑥ 市に求める投資額 【1 = 10点、2 = 10点 最低額提案者が満点、乖離で減点】	1) 事業当初に市に求める投資額 2) 運営期間中に市に求める投資額（年額。使用料を市に収める場合は高評価する）

(4) 事業開始が困難となった場合の措置

事業者の運営事業開始前までの期間に、優先交渉権者又は事業者が次の事項のいずれかに該当した場合は、優先交渉権者としての選定又は事業者の指定を取消すこととします。また、事業者等が共同事業体の場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、優先交渉権者としての選定又は事業者の指定を取消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合に、同様に取消すこととします。

ア 香美市議会により指定議案が否決されたとき

イ 優先交渉権者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき

ウ 優先交渉権者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

エ その他事業者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

16. 協定の締結

選定した優先交渉権者と香美市は、事業に係る細目協議を行い、協議成立後、議会の承認を経て、指定管理者として指定を行った後（賃貸借契約の場合は、賃貸借契約者として

議会の承認を得た後)に、協定を締結します。指定管理の協定は、協定期間共通の基本協定と、指定管理料の額や特記事項等について定める協定を締結するものとします。

(指定管理により運営する場合)

年度ごとに評価を行い、評価結果を公表します。指定管理者の管理業務の水準が低下したまたは不足していると判断した場合、必要な指示を行います。その指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消します。

この場合、指定管理者に損害が発生しても、香美市は一切その責を負いません。また、再募集や次の指定管理者が決定するまでの間に要した経費を請求することがあります。

17. 申請に要する経費

- (1) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務全て代表団体を通じて実施してください。また、香美市が当該代表団体に対して実施した行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して実施したものとみなします。
- (3) 申請書類の変更は、誤字や軽微な修正を除き、原則変更を認めません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、選外とすることがあります。
- (5) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (6) 提出された書類は、事業者の選定以外の用途には使用しません。
- (7) 提出された書類は、必要に応じ複写します(使用の目的は庁内及び審査委員会での検討に限ります)。
- (8) 選定結果として申請者名、審査結果の概要等の公開をすることがあります。香美市情報公開条例第3条に基づく公開請求があった場合には、対象文書として原則公開することとなります。非公開を希望する部分については、理由を付記し、明示するようにしてください。ただし、正当且つ合理的な理由がない場合は、公開となる場合もあります。

18. 指定管理に要する経費(指定管理による運営する場合)

(1) 使用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用し、施設利用料、附属設備利用料は指定管理者の収入となります。利用料金は、条例で定める額を上限、下限として、指定管理者が、香美市の承認を得て定めることができます。

(2) 指定管理料の算出方法

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、施設の維持管理・運営に要する費用から、施設運営収入(利用料金収入、自主事業収入(物販事業収入等))を減じた額を指定管理料として提案してください。施設の維持管理・運営に要する費用が、施設運営収入を下回る場合は、香美市への指定管理料を納付する提案も可能とする。

ただし、消防用設備点検業務、浄化槽の法定点検検査及び保守管理(清掃、汲取り)に係る経費は、香美市が負担するため、見込む必要はありません。

なお、応募時の提案額に基づき、会計年度ごとに予算の範囲内で香美市と指定管理者が協議のうえ、指定管理料を決することになります。

(3) 年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

（4）管理口座

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等の他の事業の会計とは区分し、管理口座は団体自体の口座とは別口座で管理してください。

また、管理業務に係る経理とその他業務に係る経理は整理し（共通経費は、按分）、香美市から要求があった場合は、経理書類を開示し、当該事業に関しての監査業務が受けられるような体制をとってください。

19. 指定管理に関する経費の支払（指定管理により運営する場合）

市が支払う指定管理料は、人件費、施設管理費（光熱水費、清掃、警備、樹木剪定等に係る経費及び1件当たり10万円未満の修繕費）及び事務費等から収入を差し引いたものになります。なお、原則として指定管理料の精算は行いません。ただし収支状況の報告に基づき算定した収入額（指定管理料、自主事業における利益、共済事業収入その他運営事業（指定管理業務）に起因して事業者が収入する金額の合計をいう。）が支出額（人件費、管理運営費、その他指定管理業務に起因して指定管理者が支出する金額をいう。）の1.25倍を上回った場合、上回った金額の5%に当たる金額を利益還元額として事業者は市に支払うものとする。（13P12（5）参照）。

市が指定管理者（事業者）に支払う指定管理料は、提案された収支予算書をもとに、予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めます。

20. 修繕、備品の対応

（1）修繕

管理施設、設備、備品等について、1件あたり10万円未満の軽微な補修、部品の取替えなどの軽微な修繕については、指定管理者（事業者）の負担とし、1件あたり10万円以上で緊急性、必要性の高い修繕や大規模改修、経年劣化による機器取替等の資本的費用は、香美市の負担とします。ただし、香美市に無断で実施した修繕については、指定管理者（事業者）の負担となります。

また、指定管理者（事業者）の責に帰すべき事由により生じた管理施設、設備、備品等の故障、損傷に係る修繕費は、指定管理者（事業者）の負担で速やかに修繕してください。この場合に要した修繕費は、施設維持管理費には含まれません。

通常有すべき安全性を欠いている場合又は放置することにより通常有すべき安全性を欠く恐れのある場合には、香美市は、1件10万円未満の修繕について、指定管理者（事業者）にその実施を命じることが出来るものとします。

賃貸借契約の場合は、市の所有する施設及び備品の修繕費は市負担とします。ただし、事業者の責に帰すべき事由により生じた管理施設、設備、備品等の故障、損傷に係る修繕費は、事業者の負担で速やかに修繕してください。

（2）備品の購入・管理について

事業者は、指定管理期間又は賃貸借契約期間中、香美市より貸与された備品を適切に管理してください。

備品の購入が必要となった場合は、香美市への協議が必要です。協議の結果、必要と認

めた備品については、香美市の負担で購入し、その所有権は、香美市に帰属します。備品の購入時期については、原則、次年度以降となります。

事業者が独自の判断で購入した備品については、事業者の所有とし、香美市からの貸与品とは、別途管理してください。事業者所有の備品に係る修繕費は、施設維持管理費には含まれません。また、指定管理期間又は賃貸借契約期間が満了するまでに、撤去してください。

21. リスク分担

指定期間中に法令改正、自然災害等不足事態及び管理物件を適正に管理運営するための事由が発生し、当初合意されていた指定管理料が不相当と認めたときは、表6のリスク分担に従い、相手方に対して通知をもって指定管理料、協定書等の変更を申し出ることができる。

表10 リスク分担

種類	内容	リスクの負担	
		香美市	指定管理者
申請	指定管理者への応募及び申請書等の作成に係る費用負担		○
協定不成立	指定管理者の指定及び協定締結までにおける費用負担及び協定不成立におけるリスク		○
準備	指定管理者の指定及び協定締結までにおける費用負担、協定不成立におけるリスク		○
法令の変更	指定管理者が行う管理業務に直接影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自らの団体運営に影響を及ぼすもの		○
	消費税率の改定	○	
物価	物価変動による物品、光熱水費等経費の増		○
金利	金利の変動による経費の増		○
施設、設備、備品等の損傷	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設、設備等の損傷		○
	香美市への協議なく行われた修繕		○
	大規模な改修、設備の取替え等の資本的費用である修繕、工事等	○	
	上記以外による施設、設備、備品等の損傷・・・見積金額が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの	○	
資料等の損傷	上記以外による施設、設備、備品等の損傷・・・上記以外のもの		○
	指定管理者としての注意義務を怠ったものによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
債務不履行	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手が特定できないもの	○	
	香美市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○

種類	内容	リスクの負担	
		香美市	指定管理者
性能不適合	協定により定めた管理運営サービスの要求水準に不適合		○
書類の誤り	仕様書等において香美市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上における事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○
	騒音、振動、悪臭の発生等管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	香美市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
運営費の上昇	香美市以外の要因による運営費用の増大		○
	香美市の要因による運営費用の増大	○	
収入 (利用料金制)	収入が計画収入額を下回ることによる負担増		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

22. その他注意事項

- (1) 本案件に関して、募集要項等の配布開始日から協定書の締結日まで、選考委員又は香美市事務局職員に対する選定可否に係る事項での接触を禁止します。万が一、接触の事実が認められた場合は、選外となることがあります。
- (2) 申請書提出後に辞退する場合、応募辞退届（様式第10号）を提出してください。
- (3) 応募において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時に限ります。
- (4) 申請書の提出期限は、厳守すること。期限を過ぎた申請は、一切受付できません。

(5) 現地説明会及び第二次審査へ不参加の場合は、選外となります。

問い合わせ先

香美市商工観光課

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

TEL：0887-53-1084

Mail：shoko@city.kami.lg.jp